

## (参 考)

※ 厚生労働省資料より抜粋



# 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

## <改正前>

## <改正後>

理事  
理事長  
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員  
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。  
(審議事項)
  - ・ 定款の変更
  - ・ 理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。  
※小規模法人について評議員定数の経過措置  
(決議事項)
  - ・ 定款の変更
  - ・ 理事・監事・会計監査人の選任、解任
  - ・ 理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

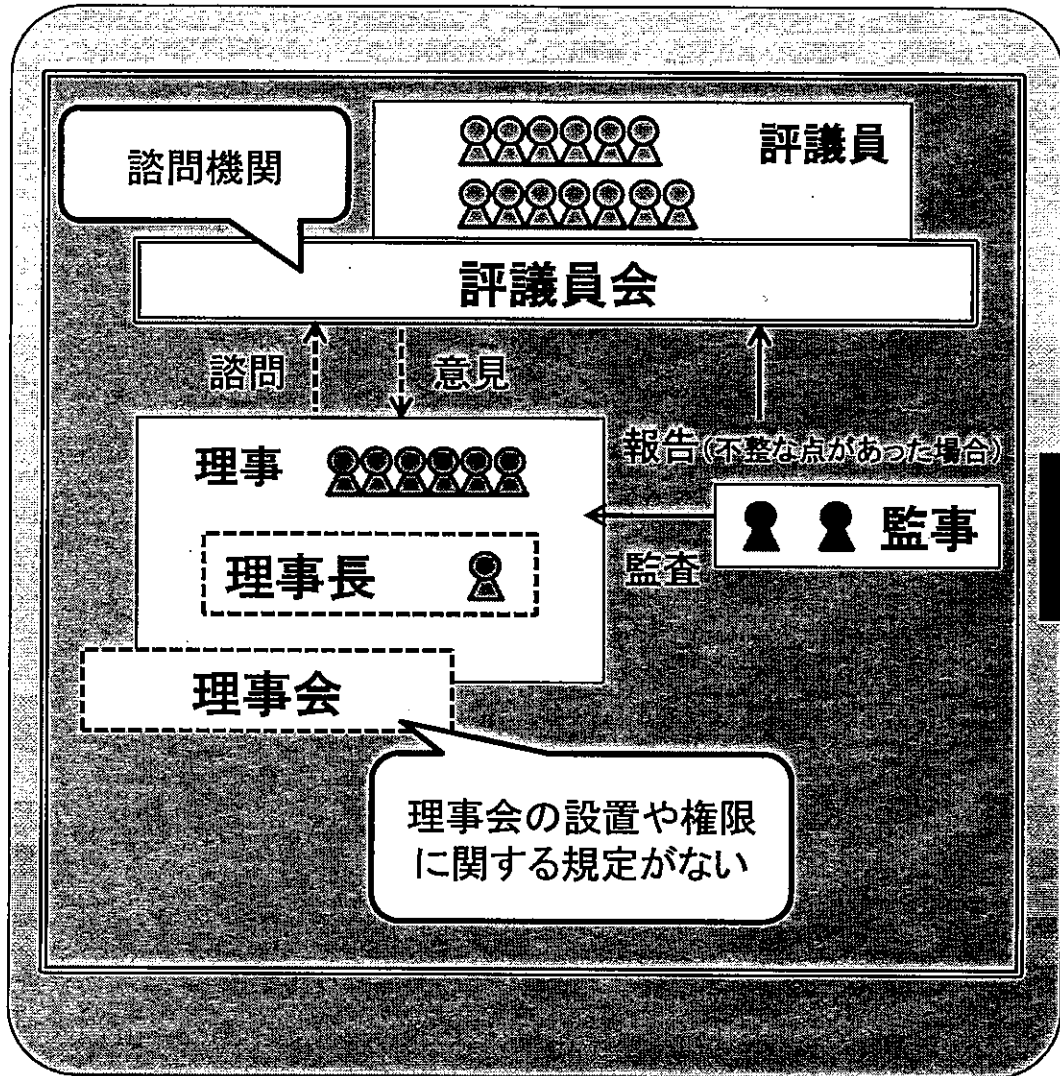
会計  
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

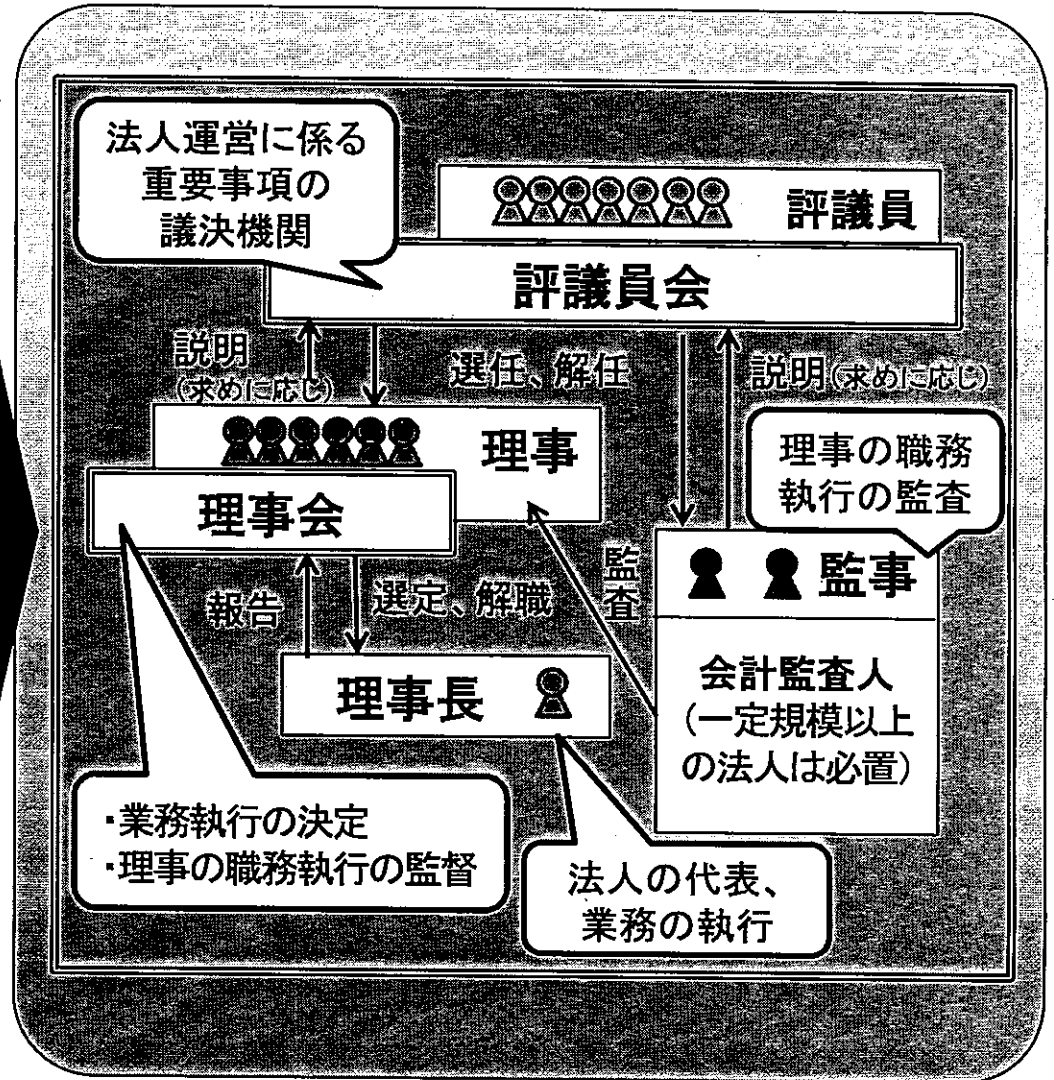
- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

# 社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

現行



改正後



# 評議員・評議員会の改正のポイント

		(現行)
評議員会	位置付け	諮問機関(原則)
	設置義務	任意設置 ※ 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている。
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 ※ 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。
	員数	13名以上 (理事の定数(6名以上)の2倍を超える数)
	理事との兼務	可能
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限(理事と同様)
	選任方法	理事会の同意を得て、理事長が委嘱

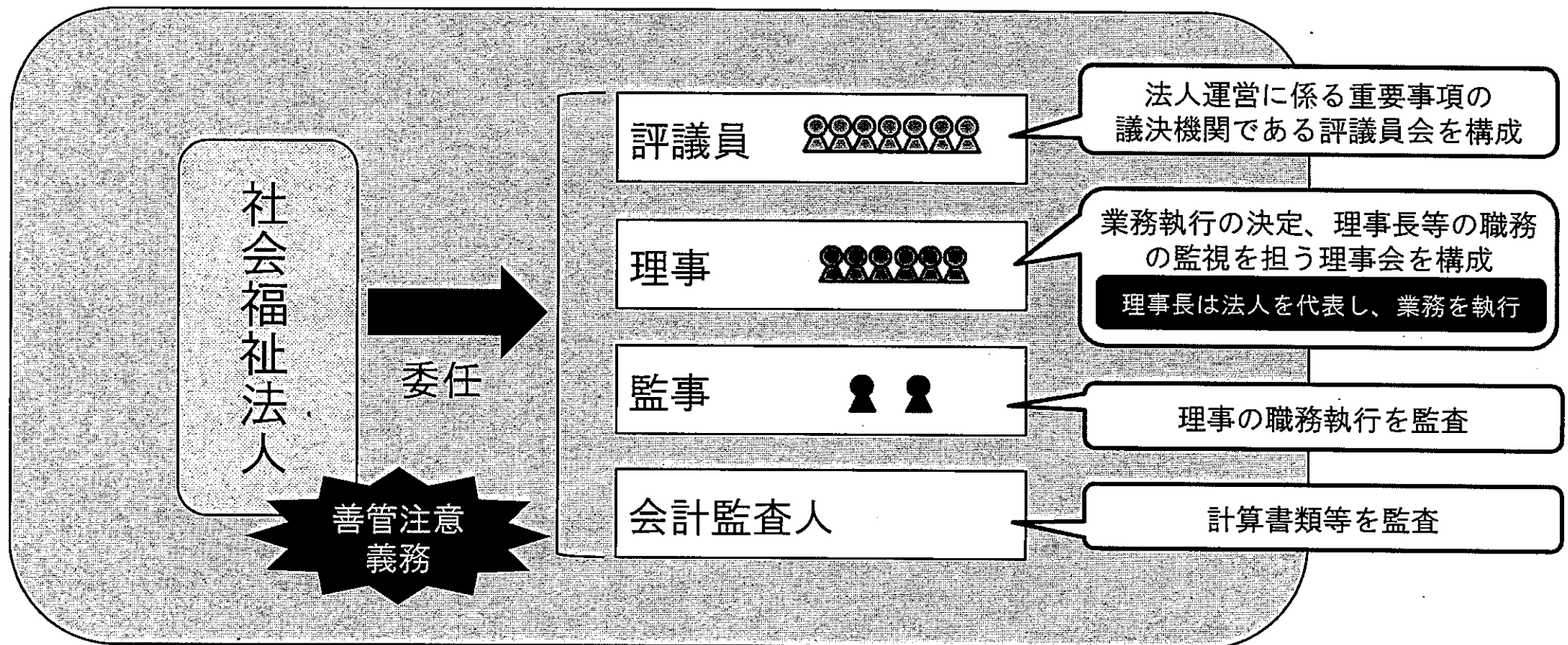
		(改正後)
		法人運営に係る重要事項の議決機関 ・役員を選任、解任等
		必置
		社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ※ 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
		7名以上 (理事の員数(6名以上)を超える数) ※ 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人)
		不可
		各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 ※ 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
		定款で定める方法(例:評議員選任・解任委員会)によって選任 ※ 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

# 評議員会・理事会について

位置付け	業務執行の決定機関	運営に係る重要事項の議決機関
<p><b>決議事項</b></p>	<p>◎以下の職務を行う。(法第45条の13第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の業務執行の決定</li> <li>・理事の職務の執行の監督</li> <li>・理事長の選定及び解職</li> </ul>	<p>◎社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。(法第45条の8第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、監事、会計監査人の選任</li> <li>・理事、監事、会計監査人の解任★</li> <li>・理事、監事の報酬等の決議</li> <li>・理事等の責任の免除(全ての免除(※総評議員の同意が必要)、一部の免除)★</li> <li>・役員報酬等基準の承認</li> <li>・計算書類の承認</li> <li>・定款の変更★</li> <li>・解散の決議★</li> <li>・合併の承認(吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併)★</li> <li>・社会福祉充実計画の承認</li> <li>・その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項          ※ 出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。</p>

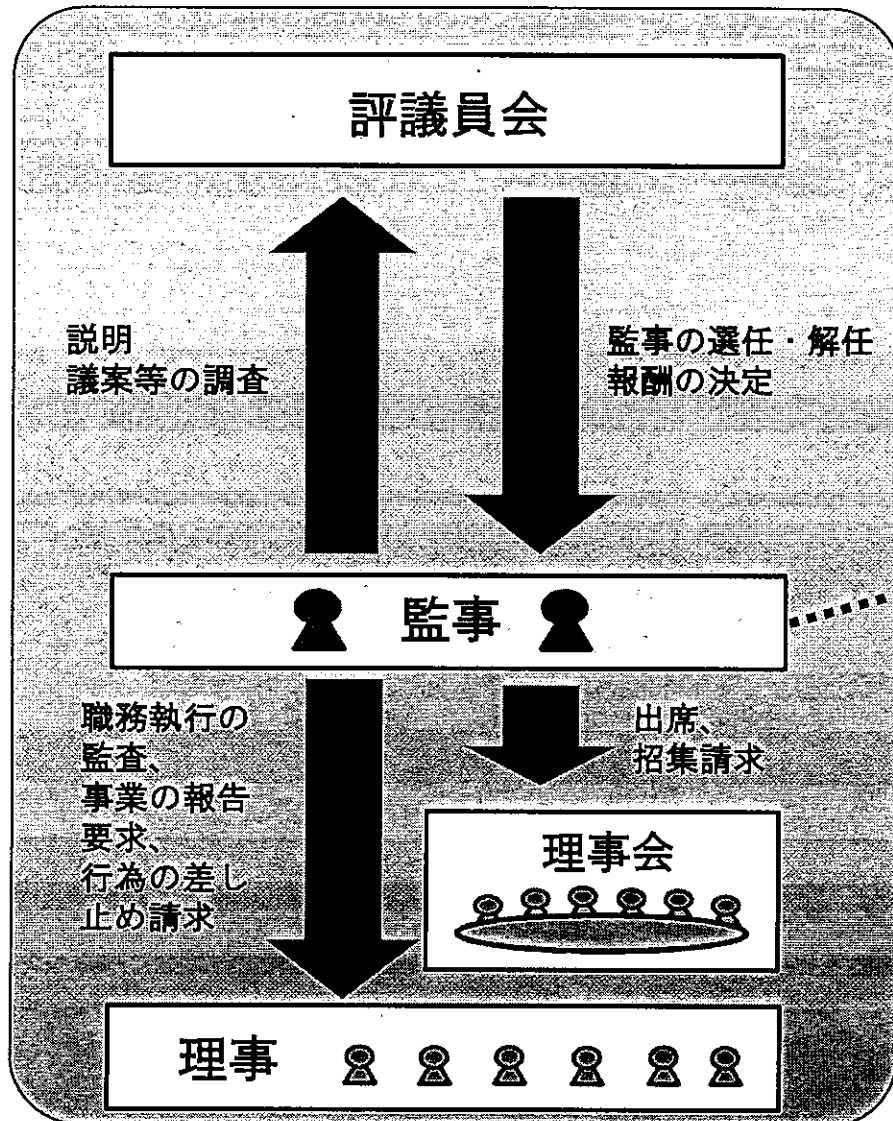
# 理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



# 監事

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



## 【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

## 【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
- ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・ 評議員会における説明義務（→理事と同じ）

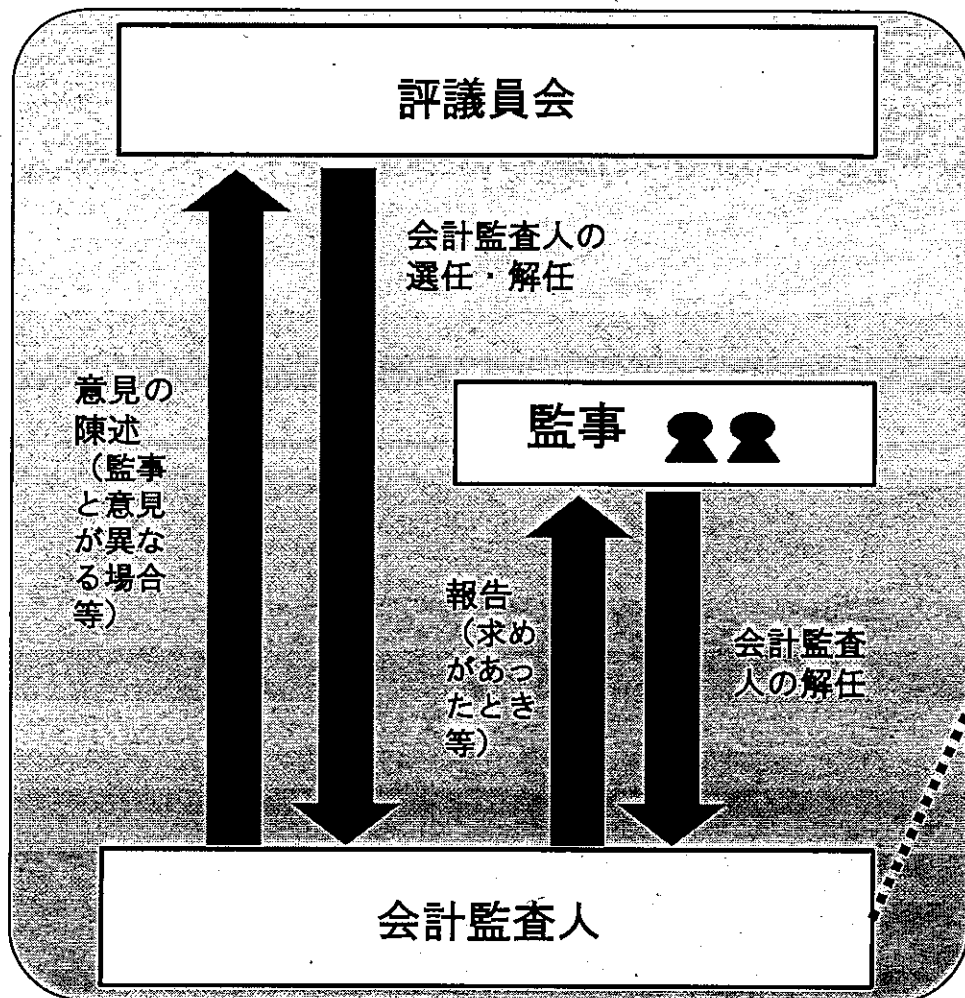
## 【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。



# 会計監査人

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



## 【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

## 【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

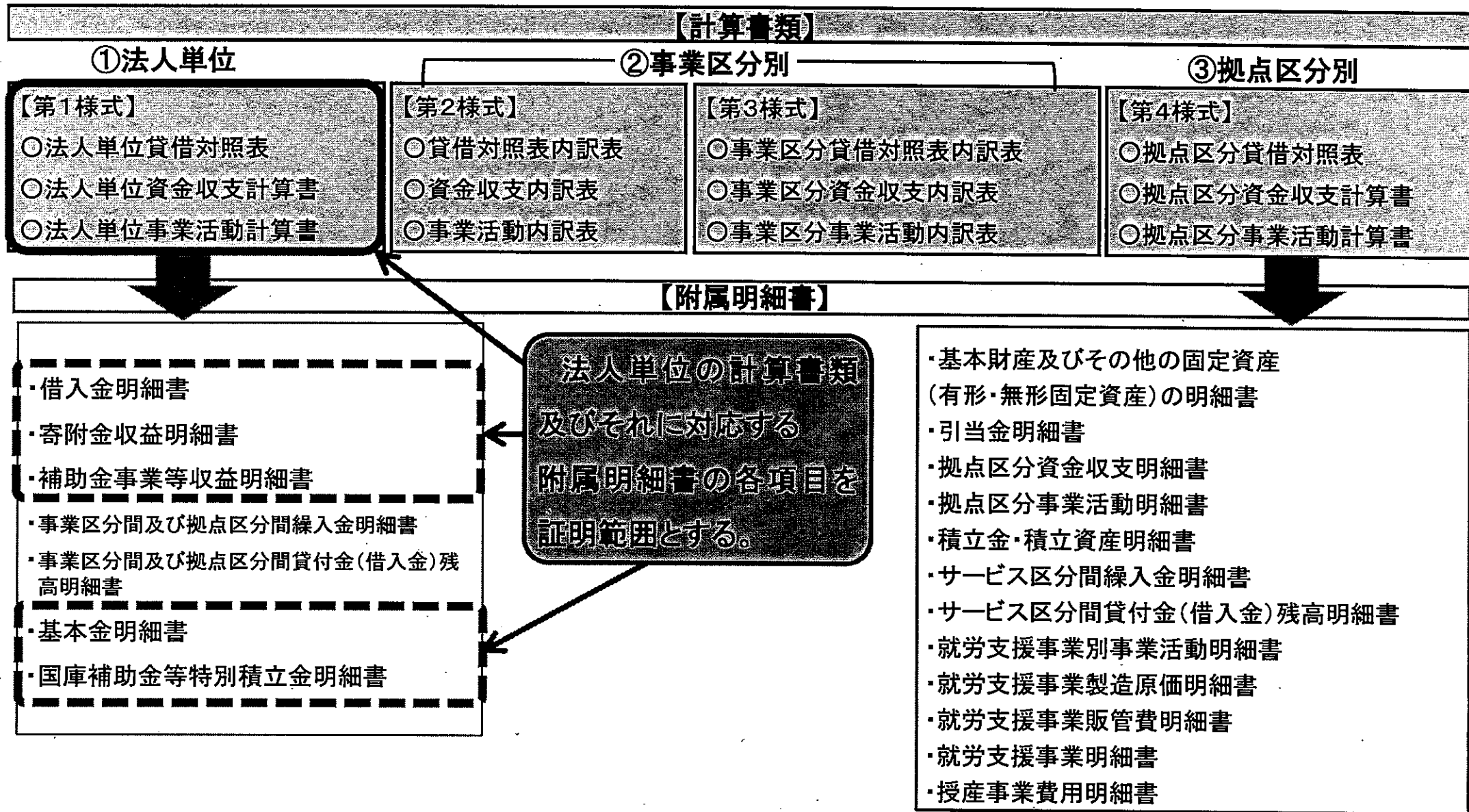
## 【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。

# 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

## (1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について



※ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。